

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、平成 17 年国勢調査の人口は 102,370 人、平成 22 年は 99,584 人、平成 27 年には 96,076 人となっており、年々、減少傾向にあり今後も減少傾向で推移すると見込んでいる。また、65 歳以上人口（平成 27 年割合 29.5%）は増加傾向（平成 17 年と 27 年比較 6.6%増）で、65 歳未満人口は減少傾向（平成 17 年と 27 年比較 12.1%減）にあり、労働力人口の減少も予想される。

本市の産業構造は、就業者数で見ると、第 1 次産業（6.3%）、第 2 次産業（29.0%）、第 3 次産業（64.6%）となり、鹿児島県の構成比と比較すると 2 次産業が高く、1 次産業、3 次産業が低い状況である。業種別では、建設業や製造業のうち窯業・電子デバイス、紙パルプ業などが他市と異なり特徴的業種となっている。（平成 27 年国勢調査）

また、産業別の付加価値額で見ると、前述の傾向がより顕著となり、第 2 次産業の構成比がより高くなっている（45.0%）。（第 1 次産業：0.9%、第 3 次産業：54.0%、平成 28 年経済センサス活動調査）

現在、市内中小企業者等は、人手不足、後継者不足が深刻化し、労働力人口も減少傾向にある中、市内中小企業者等の生産性の抜本的な向上による人手不足等への対応のほか、事業承継への取り組みが本市の中小企業等が抱える大きな課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市の経済発展に資することを旨とする。

これを実現するための目標として、計画期間中に 50 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上の向上を目的とする。

### 2 先端設備等の種類

本市の産業は農林水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐にわたり多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点

から本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

本市の産業は、市中心部、市街地周辺部、山間部、島嶼部等広域に立地している。これらの地域で、中小企業者による幅広い取組を促し、広く生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。

(2) 公序良俗に反する取組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないこと等、健全な地域経済の発展に配慮すること。

(3) 市税等の滞納等が認められる場合は先端設備等導入計画の認定の対象としないこと。